

## 松伏町環境保全条例の一部改正（素案）

環境経済課

### 1 改正の背景

町では、無秩序な土砂等による土地の埋立て等を防止し、もって町民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的に、松伏町環境保全条例（以下「条例」という。）において、必要な規制を行っています。

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が改正されました。これにより、条例の一部規定が盛土規制法と重複する状況となったことから、条例の改正をするものです。

### 2 改正の概要

盛土規制法の改正により、土砂たい積等の工事に係る許可制度等（500平方メートルを超えるもの）が新設されたことから、重複することとなった条例による土砂等による土地の埋立て等に係る規定を削除する。

### 3 施行期日

令和7年度中を予定